

社会福祉法人 新柏会
一般事業主行動計画に基づく行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

当法人の課題

1人あたりの法定外労働時間の削減を目指し職員の健康管理を促していく

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標

- ・ 計画期間中に男性の育児休業取得を推奨する
- ・ フルタイム労働者の法定外労働時間の削減

取組内容

- ① 令和5年1月～
男性育児休業推奨後、初めて育児休業取得者が出た。
- ② 令和5年1月～
職員の法定外労働時間削減のため日雇い労働者の雇用
- ③ 令和6年1月～
職員個人が自分の就労・残業時間が把握できるよう勤怠ソフトを導入
- ④ 令和7年6月～
タイムスタディを行い法定外労働時間の削減を目指す

社会福祉法人 新柏会
一般事業主行動計画に基づく行動計画
(女性活躍推進法)

当法人の課題

有給休暇を取得する人員に偏りがある

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標

- ・ 有給休暇取得者の偏りをなくす
- ・ 有給休暇取得率 80%を維持する

取組内容

- ① 令和5年4月～
有給休暇が取得できていない方への声かけやシフト作成者への促し
- ② 令和5年4月～
業務に支障をきたさない範囲で有給休暇の取得をし、全体で80%を維持する
- ③ 令和6年1月～
各個人で有給取得日数・有給残数など把握できるよう、勤怠ソフトを導入